

保医医第1336号  
令和6年9月2日

関係大学の長 様

京都市保健福祉局長

令和6年度毒物劇物危害防止運動の実施について

平素より、本市保健福祉行政の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

京都府では、毎年11月を「毒物劇物危害防止運動」の期間と定め、関係機関に対し毒物劇物の適正使用、保管管理の徹底等について周知等を行い、危害防止を図っています。そこで、当課に対し、市内の関係機関への周知依頼がありました。

貴大学につきましては、別添リーフレットのとおり毒物及び劇物の適正な取扱い、厳重な保管管理を引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

また、毒物及び劇物の遵守事項等は、京都市情報館(京都市HP)にも掲載していますのでご活用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000309492.html>



担当：京都市保健福祉局医療衛生推進室

医療衛生企画課 薬務担当

TEL：075-222-3430

FAX：075-222-4062

E-mail：eisei@city.kyoto.lg.jp